

## 長久手市老人ホーム入所判定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条第1項第1号及び第2号に規定する措置について、入所判定に関する意見を求めるため、長久手市老人ホーム入所判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 判定委員会は、次に掲げる事項について調査、審議、判定し、その結果を市福祉事務所長へ具申する。

- (1) 法第11条第1項第1号又は第2号に規定する措置（以下「入所措置」という。）の要否に関すること。
- (2) 前号に規定する入所措置を受けた者に係る入所の継続の要否に関すること。
- (3) 第1号で要と判定された者に係る入所するまでの間の在宅処遇の方針に関すること。
- (4) 第1号で否と判定された者に係る処遇の方針に関すること。
- (5) その他、必要な事項

### (組織)

第3条 判定委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市老人福祉担当職員、保健所長、医師及び老人福祉施設関係者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

### (委員長)

第4条 判定委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、判定委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。

### (運営)

第5条 判定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員委嘱後、最初の判定委員会は、市福祉事務所長が招集する。

- 2 判定委員会の議長は、委員長をもって充て、委員会の運営に当たる。
- 3 判定委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

### (書面開催)

第6条 委員長が会議の決意の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(緊急入所措置)

第7条 市福祉事務所長は、緊急その他やむを得ないと認めるときは、判定委員会を開催せず、入所措置を採ることができる。ただし、この場合、判定委員会に事後報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、審議の内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 判定会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。